

情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)により実施した事業の費用の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 1600万円

1 補助金の概要

情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)は、交付要綱等に基づき、医療、健康等データの利活用の促進に向けた医療情報連携基盤の高度化支援により、健康寿命増進、医療費適正化等に寄与することを目的とした事業を実施する事業主体に対して、必要な経費の全部又は一部を国が補助するものである。

交付要綱によると、補助事業者は、補助金の交付申請に当たり、事業の完了予定日を設定するなどすることとなっている。そして、総務省によると、補助事業は、当該完了予定日の属する事業年度内に終えることが必要であるとしている。また、「平成28年度第2次補正予算クラウド型EHR高度化事業 情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)経理処理解説 総論編」によると、補助事業期間中に完了していない業務に係る経費等は補助の対象として認められないことなどとなっている。

2 検査の結果

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会(以下「協議会」)は、クラウド型EHR高度化事業として、宮城県内の医療情報連携基盤の高度化の実現を図るために実施した、異なる地域の医療情報ネットワークとの情報連携システムの構築等を行う事業において、交付申請書における完了予定日を30年3月31日と設定し、請負契約計5件を締結していた。そして、協議会は、上記完了予定日の属する事業年度である29年度内に同事業を終えたとして、上記の5契約に要した費用に一般管理費を加えるなどした額を補助対象事業費に含めて総務本省に実績報告書を提出し、額の確定を受けた上で補助金1億8295万円(補助対象事業費同額)の交付を受けていた。

しかし、上記5契約のうち、異なる地域の医療情報ネットワークとの情報連携システムの構築等を行う1契約(事業費1481万円、補助対象事業費同額)について、同システムの仕様の決定が遅延したことなどから、契約上実施することとなっているシステム開発、試験等の業務が29年度内に完了しておらず、実際にこれらの業務が完了したのは令和2年6月であったにもかかわらず、協議会は、平成29年度内に上記の事業が完了したとして、虚偽の実績報告書を提出していた。

したがって、上記の1契約における事業費及びこれに係る一般管理費相当額の合計1600万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金同額が不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象事 業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認 める国庫補 助金相当額	摘要
総務本省	一般社団法人 みやぎ医療福 祉情報ネット ワーク協議会	クラウド型EH R高度化事業	平成 29	円 1億8295万	円 1億8295万	円 1600万	円 1600万	補助の対象 外